

答 申 書
(答 申 第 289 号)
令和元年(2019年)6月21日

1 審査会の結論

北海道警察本部が審査請求人に対する調査・捜査の内、開示できる範囲の全ての資料について存否を明らかにしない決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る個人情報の内容は、「北海道警察が行った本申請人に対する調査・捜査の内、開示できる範囲の全ての資料。本申請人の本籍地は奈良県〇〇〇であり、2013年当時、〇〇〇に住居があった。同年2月25日に新千歳空港・女満別空港経由で網走に入り、約5ヶ月に亘って道内に滞在。同年7月16日に千歳空港から〇〇〇に向けて出国。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人情報の本人に対して調査・捜査を行っているか否かを答えることとなり、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められることを理由として、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、個人情報の存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、当該個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第18条の該当性について

ア 条例第18条では、「実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。」旨定めている。

「犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合」とは、例えば、内偵捜査に関する個人情報の開示請求あるいは捜査関係事項照会の回答に関する情報の開示請求のように、存在を認めて非開示決定をしても、また、不存在であると通知しても、内偵捜査しているか否かが明らかになる場合あるいは捜査関係事項の照会の対象となっているか否かが明らかになる場合など、個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合をいう。

また、本条は、単に非開示決定を行うことで個人の権利利益や道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行又は犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした場合に、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められるのかを検討し、本件処分をしたことの是非を判断することとする。

ウ 請求人は、事実として、本申請人は2013年7月16日以降、北海道には行っていない。もう既に5年以上が経過しており、その以前でも犯罪事実すらなかったが、それ以上に、北海道警察管轄下で追加的に調査・捜査の対象になるような行為は一切なく、現在でも調査・捜査を行えるような素地はない。つまり、現時点で、本申請人に対して調査・捜査が行われていないのは明らかであり、処分庁は条例18条の適用をできないと主張する。

エ 一方、実施機関は、請求人が開示を求める個人情報、正に内偵捜査に関する個人情報であり、その存在を認めて非開示決定をしても、また、不存在であると通知しても、請求人に対して内偵捜査をしているか否かが明らかとなり、その存否を答えるだけで犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められたことから条例第 18 条を適用して本件処分を行ったものであり、その解釈・適用に誤りはないと主張する。

オ 本件開示請求に係る個人情報は、特定の個人に対して警察が行った内偵捜査に係る情報であり、その存否を答えるだけで、当該個人が内偵捜査の対象であるか否かを明らかにすることになり、その結果、警察の捜査活動の実態についても明らかになることから、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると判断したことにつき相当の理由があると認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る個人情報が存在するか否かを答えるだけで、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められると判断したことには、合理的な理由があり、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 条例第 17 条の該当性について

ア 条例第 17 条は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。」旨定めている。

イ 請求人は、本件開示請求に係る個人情報の内容が、条例第 17 条に該当するとして本件処分の取り消しを求めているが、本条に規定される「非開示情報」とは、条例第 16 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる情報を示している。

したがって、条例第 17 条の規定は条例第 18 条に基づき行われた本件処分には適用されないものであり、請求人の主張には理由がないものである。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成31年(2019年)2月7日	○ 諮問書の受理(諮問番号594) ○ 実施機関から関係書類((1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報の存否を明らかにしない決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し)
平成31年(2019年)2月12日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成31年(2019年)4月15日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和元年(2019年)5月16日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
令和元年(2019年)6月12日 (第99回審査会)	○ 答申案審議
令和元年(2019年)6月21日	○ 答申